

陳述書

2006(平成18)年3月9日

東京地方裁判所民事第44部御中

原告 三好政寛



私は三好志奈の父親です。

志奈は平成16年3月7日午前9時52分、ヘリ取材中送電線への接触墜落により若干26才の若さにして、かけがえのない命を奪われてしまいました。

このように早く突然に、しかもあの様に凄惨な事故により、これから花開くはずだった人生の幕を降ろされてしまった娘の悔しさを思いますと、私達遺族はやりきれない気持ちで一杯です。無念です。残念です。

娘がどんなに怖かったか、どんなに生きたいと願ったか。

娘は「お父さん、お母さん、助けて・・」と叫んだはずです。そんな娘の最後の叫びに何の手助けも出来なかった私達、親の無念をお分かり頂けるでしょうか。

志奈は年離れた末娘で、家族みんなに可愛がられ、家族にとって天真爛漫、純真に育った心優しい天使のような子でした。

特に、家内のショックは計り知れません。

事故当日、私は南木曽警察署に到着後、当然来ているはずの取材指示者であるデスクが仕事を優先しているので来られないと信越放送の幹部から言われ、まず啞然としました。事故の詳細な経緯を知りたいので、南木曽署に来るよう依頼しましたところ、ようやく午後9時ごろに連絡をとって頂けました。しかし、ただただ待つ事5時間以上、やっと翌日3月8日の午前2時半ごろに見えましたが、哀悼の意をまったく表す事なく、自分の何処が悪いといったふてぶてしい態度に、より深い悲しみと怒りを感じました。

事故後、私達は信越放送の、デスク、報道部長 報道局長 担当常務 専務 それにヘリ取材における安全確保について、お話を聞かせてもらいました。どの方もその意識の低い、或いはまったく無いことに驚きました。いわんや私達に「自分達も被害者です」という幹部の発言には憤りを感じました。

調べを進める中で、社員の安全よりも会社の利益を優先する信越放送、直前に業務改善命令を受けたにも関わらず、今回のフライト時にも送電線入りの地図等を持参すらしていないという中日本航空の安全意識の欠如、航空法の誤解をしていた等と詭弁を主張する中部

電力、監督責任を全く果たしていない行政府という構図が明らかになりました。

つまり、今回の事故は、信越放送、中日本航空、中部電力、国のそれぞれがこれまでに、通常、人が考えうる程度の安全対策をしていれば防げた筈のものであり、不慮の事故などでは無く、「必然の結果」であり、「間接的な殺人」とも言えると思います。

娘達の奪われた尊い命に報いるには、せめて、「確固とした本質的な再発防止対策」を確立することが必要です。そして、各関係者が先ず自身の責任を認めてこそ、それが実現出来るのです。

今後、誰一人として何よりも重い人命を同種の事故により失うことの無いこと 又、私達遺族のような悲しみを誰一人として味わうことの無いこと、これを強く願って今回提訴しました。

私達遺族は、2年経った今でも毎日胸が張り裂けるような思いで暮らしています。
一生、娘を失ったこの悲しみ、苦しみを背負って生きていくのです。

もうどのようなことをしても娘の命を取り戻すことが出来ない以上、せめてもの弔いと思い今回の提訴を決心致しましたが、娘を亡くしたことだけで十分深い悲しみ苦しみを抱えている中、事故後の様々な過程を経て、結局こうした訴訟を起こさざるを得なかつた私達の気持ちが被告の方々にはお分かりになるでしょうか。

自らの組織を防衛することばかりを考えるのではなく、是非本質的な再発防止に向けて、これまでの対応を振り返り、改善に取り組んでいただきたいと切に願います。

本件訴訟は、不十分な内容の事故調査報告書、警察及び検察の不十分な捜査による不起訴処分を認識しているマスコミ各社はじめ、世間で幅広く注目されています。裁判官殿におかれましては是非私達の提訴の趣旨をご理解いただき、事実関係の詳しい調査の上、公正なご判断を下されますよう、何卒宜しくお願ひ申し上げます。